

第 2 2 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成25年10月24日(木) 午後1時30分～午後3時30分			
開催場所	新潟市役所本庁舎 本館 6階 議会第3委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会 長	大 熊 孝	出		
会長職務代行	西 村 伸 也	出		
	山 中 知 彦		欠	
	黒 野 弘 靖	出		
	村 山 和 恵	出		
	高 松 智 子	出		
	長谷川 美 香	出		
	砂 田 徹 也	出		議事録署名
	高 橋 昌 子	出		
	中 村 脩	出		
	高 橋 愛 子	出		
	佐 藤 妙 子	出		
	伊 藤 里恵子	出		議事録署名
	小 田 等		欠	
	番 場 優	出		
	加 藤 紘 一	出		
	渡 邊 英 慎	出		
	遠 藤 修 司	出		
	窪 田 勝 夫	出		
	高 橋 猛	出		

(玉木推進室長)

ただいまから、第22回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます都市計画課まちづくり推進室室長の玉木でございます。よろしくお願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

はじめに、1名の委員の交代がございました。新たな委員のお名前をご紹介します。国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の窪田勝夫様です。窪田様におかれましては、机の上に委嘱状をご用意させていただきました。これをもちまして委嘱状の交付にかえさせていただきますと思います。

続きまして、本日の出席状況を報告いたします。新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様、一般社団法人新潟市建設業協会副会長の小田等様の2名におかれましては、本日、ご欠席であることを報告いたします。また、新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様からは、若干遅れる旨のご連絡をいただいております。

次に資料の確認をさせていただきます。一番上が次第になります。その下が座席表になります。その下が、第12期新潟市景観審議会委員名簿です。次が「屋外広告物活用の指定について」という資料になります。最後に、「萬代橋周辺における事業の進め方」という資料です。以上5点でございますが、過不足等がございましたらお申し出ください。

なお、屋外広告物活用地区の資料につきましては、現在、素案の段階で、今後変更される可能性がありますので、お取扱いにはご注意願います。

次に、会議の進め方等についてご説明させていただきます。本会議は議事録作成のため録音しておりますので、必ずマイクを使用のうえ、発言前にはお名前をお願いいたします。マイク的使用方法ですが、発言の際には、マイクをご自分の方向に向けていただきボタンを押してください。お手元の「TALK」と書かれたボタンです。ボタンを押しますと赤いランプが点灯いたしますので、このランプの点灯をご確認のうえ発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただき、赤いランプが消えたことを確認していただきたいと思います。

なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載いたします。あらかじめご了承ください。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

皆さん、ご苦労さまです。まず、会議が成立しているかどうかですけれども、景観審議会

規則第5条第2項に規定がございまして、委員の半数以上が出席であれば会議は成立するというですけれども、今日は、委員20名のうち18名の出席となります。村山委員がおいでになれば18名です。今現在は17名ということでございますので、会議は成立しているということで進めたいと思います。できれば2時間くらいで終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は傍聴の方が5人参加されています。どうもありがとうございます。たくさん来ていただければ、こちらも議論のしがいがあります。傍聴に関しては、新潟市景観審議会の傍聴に関する要領3というものがございまして、そこには、傍聴を許可しない場合というのがあるのですけれども、それに該当しないということで傍聴を許可したいということでございます。撮影希望が3社ございます。これも、要領4の3で撮影を許可したいと思いますが、よろしいですか。そのような形でいきたいと思います。

今日の会議の議事録署名人として、今までやっておられないということで、砂田徹也委員と伊藤里恵子委員をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。議事1の「屋外広告物活用地区の指定について」ということでございます。今まで、屋外広告物に関していろいろな規制がございまして、ある地区に関して少しきつくする面もあると思っておりますけれども、緩和しようといったことでございます。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課の鈴木です。よろしく願いいたします。

今、画面にも映っていますし、皆様のお手元にもお配りしております「屋外広告物活用地区の指定について」の1の部分、「広告物活用地区とは」という部分についてご説明させていただき、それ以降の2、3、4の概要や素案、今後のスケジュールにつきましては担当からご説明させていただきます。

「広告物活用地区とは」ということでございます。資料は右下に2とあります。平成8年度に施行しました新潟市屋外広告物条例第13条の規定に基づきまして、市長は、第7条（禁止区域）に規定する地域または場所以外の区域で広告物を積極的に活用する必要があると認める区域を指定することができるとなっております。第2項でございまして、広告物活用地区においては、市長が定める基準に適合した広告物を表示、設置する場合にかぎり、6条（規格の設定）及び8条（禁止物件）の規定は適用しないといった条文となっております。

今の条文をもう少しかみくだいて分かりやすくしたものが3コマ目の表となっております。一つめのマルにつきましては、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域について

指定することができる。二つ目のマルについては、市長が定める基準に適合した広告物に対して、現在、全市統一で運用している規格基準または禁止物件といった規定は適用しないということで、簡単に模式図を示させていただいております。13条の活用地区につきましては、いまだ新潟市は指定をしておりません。今回お話をさせていただきます万代シティを中心とした万代地区が活用地区の指定の第1号となっております。

万代シティを中心とした万代地区でございますが、昭和40年後半、昭和50年初めにバスセンターを中心に大規模な開発が行われたところで、40年近くが経過しております。そこにつきましては、国、県、市の行政では、都市再生整備計画などさまざまな整備をしながらまち並みの整備、賑わいの創出ということで、主にハード整備を中心に進めてきておりますが、今回の活用地区により、商業者の屋外広告物といったものを活用していきながら、まち並みの賑わいをさらにハード整備と一体で創出できるものと考えております。

これまでの経緯でございますが、今年の7月に万代シティ商工連合会商店街振興組合から、ぜひ活用地区に指定できないかといったご要望を受け、地元関係者と勉強会を重ねてまいりました。勉強会の内容は、現在、規定されている規格基準や禁止物件といった内容をまずご理解していただくとともに、その中で自分たちがどのような広告物を使いながら活用できるかといったことを検討してきたところでございます。このほど、具体的な案がまとまり、景観アドバイザーにもご意見をお聞きし、当審議会からもご意見をいただくものでございます。ご意見をいただいた後、広く市民の方にもご意見をいただくということで、パブリックコメントを実施しながら、今のところ12月の開催を予定しております本審議会に議案という形でお諮りし、諮問、答申をいただく予定としております。事務局、関係住民の2者だけの考え方で、偏った点があるかと思いますが、本日は活潑なご意見をいただきたいと思います。

具体的な基準や内容について、担当から説明させていただきます。

(事務局)

事務局担当の瀧山と申します。よろしくお願いたします。

素案の説明に先立ちまして、新潟市屋外広告条例の概要を皆様にご説明させていただきたいと思っております。上から(1)新潟市屋外広告条例制定のこれまでの経緯、(2)「屋外広告物」の定義、(3)屋外広告物の許可について、(4)屋外広告物の規格基準について、(5)屋外広告物の禁止物件について、これらはどういったものか、ご説明させていただきます。

はじめに、新潟市屋外広告物条例制定の経緯です。新潟市における屋外広告物行政は、平成8年までは新潟県屋外広告物条例が適用されておりました。すなわち新潟県が屋外広告物行政を行っておりました。しかし、平成8年に新潟市が中核市に移行すると同時に、屋外広告物行政が新潟市に移譲されました。そこで新潟市屋外広告物条例が制定されることになり

ました。このとき、壁面広告の高さ、表示面積の基準は、旧規格基準では制限はありませんでした。高さも面積も基準なしということで屋外広告物が掲出されておりました。この時期に、万代ビルボードプレイスやラブラ万代等の屋外広告物が旧規格基準で設置されております。平成18年に景観計画の策定とともに、より景観に配慮していくために、屋外広告物条例も改正されました。

そこで新規格基準となりまして、壁面広告については高さ15メートル以下、面積は設置する壁面積の4分の1、25パーセントまでということで基準を市内全域に一律で適用しているこれまでの経緯があります。平成18年以前に掲出された新規格基準に適合しない屋外広告物は既存不適格となりますが、経過措置として、1代限りは掲出が可能となっております。そのため、ビルボードプレイスやラブラ万代の広告物の高さ15メートルや壁面の4分の1を超える屋外広告物でも、現状のままであれば掲出が可能ということになっております。しかし、建築物の建て替えと広告物の新設もしくはやり替えということになりますと、現在のままで掲出することはできず、現行条例の高さ15メートル、4分の1以内が適用させることとなります。

屋外広告物条例の内容に話を戻させていただきます。そもそも、屋外広告物とはどのようなものを指すのかということですが、屋外広告物の定義をご説明させていただきます。委員の皆様もご存じのことと思いますが、屋外広告物は法律上、ご覧の四つの定義を満たすものを屋外広告物と定義しております。常時または一定の期間継続して表示するもの。屋外で表示されるもの。公衆に表示されるもの。看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。この四つの要件を満たすものを屋外広告物としております。どういったものかといいますと、図のように、自分の敷地内にあるものはもちろんですが、営利目的でないものも屋外広告物として定義されております。立て看板、アドバルーン、はり紙、はり札、広告旗、これらはすべて屋外広告物として規定されております。

次に、屋外広告物は何をしてもいいのかというと、そうではなく、屋外広告物には許可が必要になってきます。その許可についての説明をさせていただきます。屋外広告物を設置するためには事前に許可を受ける必要があります。屋外広告物を設置する前に新潟市に許可申請を行わなければなりません。新潟市が申請を受理した後、審査を行いますが、ここで屋外広告物の高さや大きさなどの規格基準に適合しているかを審査させていただきます。その後、必要な手数料を納付した後、許可済証の交付といった手続きが通常必要になってきます。ここまで、屋外広告物とは何か、屋外広告物には許可が必要だというお話をさせていただきました。

次に、先ほど申し上げました、我々が規格基準に適合しているかどうかを審査させていただいている規格基準について、屋外広告物の面積や高さ等の基準を詳しく説明させていただきます。設置するための条件として定めたさまざまな規格基準があります。大きさや高さ等の基準のことを指すのですが、屋外広告物を掲出する際にはこれを守る必要があります。今回の活用地区では、主に壁面広告、建築物の壁面を利用した広告物になりますので、壁面広告について説明させていただきます。新潟市の屋外広告物、壁面広告の規格基準がご覧の表になります。新潟市では屋外広告物、壁面広告を掲出できる高さは地上から15メートル以下になります。ただし、自家用のビル名称、社章等は除くとなっております。建物名称であれば高いところに1種類だけ設置することができる規定になっています。表示面積については、設置する壁面積の4分1以内、25パーセントまでを合計上限として設置することになります。そのほか、表示位置は建物の端から突き出さない、窓または開口部をふさがないということで規定されております。その他では、けい光塗料または反射塗料を使用しないということで、規格基準が定められております。今回の活用地区としては、こちらを部分的に緩和していくということで検討しております。

次に、屋外広告物の禁止物件です。先ほどの壁面広告とは少し違う話になりますが、屋外広告物を設置してはいけないものについて説明させていただきます。新潟市では屋外広告物を設置できないものとして、11種類を定めております。この中で、高架構造物と簡易広告物についてご説明させていただきます。禁止物件として、道路上の高架構造物、当該地区でいいますと、ペDESTリアンデッキ、連絡通路を高架構造物と呼んでおりますが、現行条例では屋外広告物を掲出することはできません。もう一つの簡易広告物というのは、広告旗、電柱についている広告の札、はり紙、立て看板といった、容易に動かせるものを簡易広告物と呼んでおります。この簡易広告物も電柱やアーケードの柱等には設置できないということで、現行条例では規定されております。今回の活用地区では壁面広告についても一部緩和するのですが、禁止物件についても部分的、地区的に緩和していこうということで検討しております。

今回、報告させていただきます屋外広告物活用地区の素案について説明させていただきます。(1) 広告物活用地区の名称、(2) 広告物活用地区の目的、(3) 広告物活用地区の区域、これらを説明した後、(4) 広告物活用地区の基準、地域内の広告物の高さや表示面積の基準を説明したいと思います。また、新潟市では良好な景観形成を行うため、一定の高さや大規模な建築物に掲出する屋外広告物については景観事前協議を行っております。当該地区においては、景観事前協議の対象を通常よりも広げていきたいと考えておりますので、(5) としてその説明をさせていただきたいと思っております。さらに独自の取組みとして、地区内の自主審

査を行うことを考えていますので、(5)の中で説明させていただきます。最後に(6)広告物活用地区の禁止物件緩和について説明させていただきたいと思います。

(1) 広告物活用地区の名称ということで、検討している名称をご説明します。地区名をとりまして、万代シティ広告物活用地区という名称にさせていただきたいと思います。

(2) 広告物活用地区の目的です。当該対象地区は、大規模な商業開発により、市内でも随一の来街者数を誇る商業地域として発展してきました。同時に、交通結節点としての役割を有する地区としても発展してきた特徴も併せ持つ地区として知られております。商業地区としての来街者、交通結節点としての来街者など、当該対象地区には多くの歩行者が往来しています。これまでも各事業者が地区内の歩行者に向けて、街路空間の形成に努めてきた経緯があります。それを踏まえ、当該地区指定の目的としては、多数の歩行者に向けた屋外広告物を活用し、地区内の景観や明るく安全なイメージ、もしくはデザイン性を維持、さらには向上させることを目的として、地区内の商業活動がより活性化することを最終目的として考え、この地区の指定を考えております。

(3) 広告物活用地区の区域です。地図上に赤い網掛けがある地区になりますが、万代シティエリアの区域となります。現在、範囲が街区ごとになっておりませんが、今後は範囲以外にも声かけしながら、街区ごとになるような指定になればと思い検討しております。

(4) 広告物活用地区の基準ということで、この地区の中で、具体的にどのような基準を設けて、屋外広告物を緩和していくのか説明させていただきたいと思います。万代シティエリアの活用地区は大きく三つの区域に分けています。赤い網掛けになっているところを活用区域としております。緑色の信濃川に面するa区域を二つ目の区域、青色に塗られている東大通及び東港線に面するb区域を三つ目の区域として考えております。大まかな考え方としては、赤色の街区の中は、一部屋外広告物を緩和し、区域の端部である、新潟市の景観として重要な信濃川に面する部分や、交通量の多い大通りに面する部分は厳しく規制する、もしくは緩和といっても一部の緩和にとどめるという、めりはりをつけた考え方になっております。

一つ目の活用区域内、赤色の部分の規格基準の説明です。活用区域内は壁面広告については基本的に、高さ、表示面積の制限はなしということで規定しております。従いまして、現行基準よりも高い位置に掲出したり、少し大きな屋外広告物も掲出することが可能になります。このように、広告物を活用して、地区内の活性化を図れるようにということで規定させていただいております。

二つ目のa区域、緑色の信濃川に面する区域なのですが、新潟市の代表的な景観の信濃川沿いになりますので、少し厳しめに規制しております。緩和というよりは規制を多くしてい

ます。通常、高さは15メートル以下になりますが、10メートル以下におさえさせていただきます。表示面積は通常4分の1以内ですが、三つでも四つで合計10平米に規定しております。

その他として、(2)に自家用広告物であることを設けさせていただきます。自家用広告物とは何かといいますと、その建築物の営業所の中にある営業内容についての看板になります。ほかの土地で営業されている内容を掲出することはできない規定になります。最後の屋上広告物についても、a区域に関しては設置はしていかないと。ただし、地区指定の前に設置されているものに関しては、今後、改修、移転、改造を行わない場合はこのままで掲出が可能となります。何か手を加えたりする場合は撤去していただくことになっております。イメージとしては、信濃川から見るビルボードプレイス2は資料にあるような形になります。上のT・JOYさんの看板は1代限りということで規定しております。壁面広告は、中央にピンク色で「10㎡」とありますが、概ねこのくらいの面積でしか掲出ができないこととなります。

三つ目の青色の区域、b区域ですが、東大通、東港線沿いのb区域ということで規定させていただきます。この区域については一部の緩和ということで、高さを規制なしとさせていただきます。表示面積は壁面の総面積の4分の1以内ということで、概ね面積は現行条例とそれほど変わりませんが、高さは少し緩和して規定させていただきます。東大通に面する看板の内容としてはこのようなかたちになっております。

続きまして、(5)広告物活用地区の自主審査と景観事前協議ということでご説明させていただきます。今回の活用地区の特徴として、デザインをコントロールするということで、新潟市に対して景観事前協議を行う対象を広げるということなのですが、さらに万代シテイ商工連合会商店振興組合による自主審査を実施することを考えております。それについてご説明させていただきます。通常は、高さ15メートルを超える壁面広告として、建物名称であれば15メートルを超えられますので、建物名称の高さ15メートル以上の屋外広告物を計画する場合は、その規格基準の適用を考えて、景観事前協議というものをかけていただきます。その後、協議が終了した段階で初めて許可申請を申請することができ、許可申請の審査の後、許可証の交付、その他法令を遵守してもらい施工となります。通常のフローチャートはこのような形になります。活用区域の場合は高さ15メートルを超えてもいいということで、高さの規制なし、面積規制なしの広告物を計画していただいてもかまいません。まず、地区の中で自主審査をしていただきます。自主審査規定を策定していただき、この地区の承認印を押したうえで景観事前協議をさらに新潟市にしてもらおうという、二重チェックのような形になっております。その後、許可申請、許可証交付、他の法令手続ということで施工していただくこ

とになります。

赤色の活用地区内の自主審査及び景観事前協議の対象になるものについては、ビルボードプレイス1を例にとりますと、図でピンクでお示した広告物が概ね対象となるのではないかと思います。

信濃川沿いのa区域になりますが、これは高さ10メートル以下、総表示面積が10平米以内の規定を守っていただき、さらに自主審査を行い、景観事前協議もすべての壁面広告物で行っていただきます。通常は15メートル以下しか景観事前協議の届出の対象ではないのですが、a区域に関してはゼロメートルからすべて対象ということで規定しております。わずかに10平米ではありますが、図のとおりピンクの網掛けをしている部分に掲出することがあっても、景観事前協議をしていただくこととなります。自主審査も併せてしていただきます。

青色の網掛け部分のb区域以内、東大通及び東港線に面する側の区域になります。こちらは高さの規制はございませんので、15メートル以上であっても、ゼロメートルであっても、屋外広告物の申請はできるのですけれども、これも必ず自主審査をし、壁面広告物に関してはすべて景観事前協議の手続きをしていただくこととなります。

a区域、b区域のどちらも、壁面広告を出す場合は自主審査及び景観事前協議をしていただくということで、区域の端部にあたる部分に関しては、より景観に配慮してデザインのコントロールをしていきたいと考えております。イメージとしては、ピンク色の網掛け部分の壁面広告に関してはすべて景観事前協議をしていただくこととなります。

最後に、(6) 広告物活用地区の禁止物件の緩和ということで、禁止物件をどう緩和していくかというお話をさせていただきます。高架構造物について緩和しようと考えております。ただし、a区域及びb区域は除きます。地図上でお示した赤色の活用区域内に関しては、連絡通路に掲出が可能となります。その他道路管理者、所有者なりの許可が必要になりますが、屋外広告物条例上は設置することを認めることとなります。はり紙、はり札、広告の旗なども、a区域、b区域は除きますが、活用区域内の街区の区域の中では、電柱やアーケードの支柱にも設置することが可能になります。これも、電柱の所有者やアーケードの所有者の許可を得なければなりません。屋外広告物条例上は許可を認めることとなります。

最後に、今後のスケジュールをお話しさせていただきます。冒頭にご説明させていただきましたが、平成25年7月に要望書が提出され、勉強会を数回重ねまして、今回の景観審議会でご報告させていただきました。この景観審議会でご意見をいただいた後、パブリックコメントを行いまして、広く市民の皆さんから意見を聴取したいと思います。その後、市議会に、意見を反映させた素案を報告させていただき、最終案として再度、景観審議会にご説明し諮問させていただきます。平成26年1月を目標として告示し、活用地区の施行を検討しております。

屋外広告物活用地区指定に向けてのご説明をさせていただきました。以上です。

(大熊会長)

ご苦労さまでした。ただいま事務局からご説明がありましたので、皆さんからご意見、ご質問をお願いしたいと思います。議事録作成のため、必ずマイクを使っていただくようお願いいたします。長かったので、頭の整理がついていないかもしれませんが、どこからでもかまいません。ご意見、ご質問をお願いいたします。

(遠藤委員)

広告物活用地区というのは、a区域、b区域も含めてですか。広告物活用地区というのは、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域ということで定義づけられているのですが、a区域とb区域があり、例えばa区域というのは一般のところよりも厳しくしていますよね。こういったことも広告物活用地区となるのですか。そこがよく分からないので、お願いします。

(事務局)

今回、活用地区ということで地区指定を考えているのですが、市長が定める基準を満たすということで、活用地区内すべての中で、活用するところと、活用を抑えていただくところとメリハリをつけるという考え方でやっております。メリハリという中で基準をつけさせていただきやっております。

(遠藤委員)

a区域をむしろ外すということではないのですね。

(事務局)

そのような考え方ではないです。活用区域すべての中でどう考えていくかということです。

(遠藤委員)

積極的に活用する必要があると認める区域というものにあわないような気がしたのですが。

(大熊会長)

少し表現が難しいところかもしれませんね。区域から外すと普通のところになってしまって、厳しくならなくなってしまうということがありますね。

(遠藤委員)

活用地区としながら、かえって厳しくするというのがよく分からないのです。

(大熊会長)

信濃川から見た景観をよくしようという意味では、こじつければ活用するということになるのではないかという気もします。まだ時間がありますので、その辺の考え方は、市議会やパブリックコメントでも出てくるだろうと思いますので、ご検討いただければと思います。

大変いい質問をありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

(高松委員)

活用地区について、a地区は除きまして、緩和という形で高さ制限を規定しますが、高さだけの問題なののでしょうか。そのほかの規定は今までの規定に準ずるという形で解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

活用区域の赤い網掛けの部分は、高さの規制をなくし、かつ面積の規制もなくしています。b区域の青い部分に関しては、高さの規制をなくしますが、面積はほぼそのままということになります。

(高松委員)

質問が分かりにくかったと思います。地図の網掛けのa区域とb区域以外のところでは高さや面積が緩和されておりますが、その他、景観を形成する中では、高さ、面積以外の大きな要因があると思うのですが、そのほかは特にないという理解でよろしいでしょうか。具体的に申しますと、色彩やデザインなどの規制、または緩和といったことなののでしょうか。

(事務局)

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づく許可申請では、色の規定や内容の規定が審査対象ではなく、残念ながら、それを審査することができませんので、条例上の規格基準の中では、けい光色は使わないということで、多少色については入っているのですが、この色は使うなどといった規制をすることはできません。ただし、新潟市では景観事前協議で色彩のアドバイスをさせていただいたり、協議をさせていただきたいと思っております。

(都市政策部長)

少し分かりづらかったと思いますけれども、屋外広告物条例に基づく許可申請で色やデザインの審査はないのです。それを規制する、誘導しているのは景観事前協議のほうで、規制なり誘導している形態になっております。

(加藤委員)

我々の業界としては、緩和されるのは歓迎でございます。44ページのb区域にある赤い縦長の棒なのですが、これは袖看板ではないのですか。これは壁面ではないですね。

(事務局)

ご指摘のとおり、袖付き看板です。緩和の対象からは外れます。

(加藤委員)

商業地域はここばかりではありませんし、新潟駅前、新潟駅南口、古町、本町近辺も緩和

していただければと業界では考えています。

(大熊会長)

ここが突破口となって次に出てくるのではないかと想像します。

そのほかにいかがでしょうか。

(佐藤委員)

私は専門的なことは分からないのですが、屋外広告物と建物の名称というのは、a地域によるT・JOYやビルボードプレイスというのは、私からすると広告物のように感じるのです。例えば10メートル以上の建物は撤去されるかどうか分かりませんが、やすらぎ堤を散歩して見ると、この建物はとても大きな建物で目に入ります。例えば小さな屋外広告物をここに貼っても目立たないと思うのです。例えば「BILLBOARD PLACE」と書かれたものや、T・JOYの目立つ看板というのは、屋外広告物に入るのかどうか分からないのですが、名称も広告に入るのではないのですか。素人から見ると、これも大きな広告物ではないかと思うのです。

(事務局)

建物名称も屋外広告物の中に含まれます。先ほどの私の説明が分かりづらかったかと思うのですが、建物名称も屋外広告物なのなのですが、例えば「BILLBOARD PLACE」は、本来の15メートルの高さを超えて20メートル、30メートルと、1種類だけは設置できると現行条例では規定されております。

(大熊会長)

ただ、面積に関してはトータルの中で抑えがあるということですね。

(事務局)

そうなります。

(大熊会長)

その辺では、新潟大学医歯学総合病院も高いところに大きくありますけれども、あれも広告物ということですね。そのほかにいかがでしょうか。

(高橋(昌)委員)

教えていただきたいのですが、a区域とb区域は自主審査と景観事前協議が必要ということなのなのですが、私が聞き漏らしたのかしれませんが、自主審査というものを具体的に教えていただきたいのです。規定を策定して審査を受けるということなのですが、だれが作って、どこで審査をして、承認印を与えるのかというあたりを教えていただきたいと思います。

(事務局)

自主審査はだれが審査し、だれが承認印を押すのかということなのですが、万代シティ商工連合会商店街振興組合で自主審査規定を策定しております。市役所も自主審査規定を確認させていただいて、目下検討、作成中でございます。その自主審査規定に基づいて、万代シティ商工連合会商店街振興組合で屋外広告物を景観事前協議に出す前にすべて見ていただいて、万代シティ商工連合会商店街振興組合で承認印を押していただくことになります。

(高橋(昌)委員)

要するに、商店の連合会の組織として、自分たちで規定の案を作って、それを市に目を通してもらって、これから詰めていくという状況だということなのですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(高橋(昌)委員)

了解いたしました。

(中村委員)

40 ページの一番下の図ですが、壁面広告で「BILLBOARD PLACE」とあります。屋外広告物の規制が始まる前からの看板だと思うのですが、活用地区がスタートした後は、例えばこの色彩を変えたり、「BILLBOARD PLACE」ではなくて、別な名前と同じ位置に同じサイズで掲示するということは可能なのでしょうか。

(事務局)

可能です。

(中村委員)

これは改修にはあたらないのですか。

(事務局)

地区指定をした後の掲出ということになれば可能です。

(中村委員)

15メートル以上になるわけですが、改修ではないと。

(事務局)

改修にはなりますが、掲出することは可能です。ただ、現行条例でいいますと、点線から上のものに関しては改修すると掲出することができなくなってしまいます。

(中村委員)

活用地区になった後も改修できるということなのですね。

(事務局)

そのとおりです。

(中村委員)

万代シティの高架の写真が4枚あったと思うのですが、例えば48ページの一番下の禁止物件の緩和というところですが、写真が4枚あって、東港線に面した場所もあるのですが、東港線に面した場所はb区域と同じような位置づけではないかという気がするのです。車で走っていると非常によく見える場所ですから、ここまで入れてしまうのはどうかということがあります。併せて、活用地区の範囲の中には東港線と伊勢丹に面した場所、ビルボードプレイスの駐車場の壁の二つがあるのですけれども、活用地区で東港線に面した場所がb区域以外にもあるわけです。その部分についても活用地区としていいものかどうかという意見なのですが、どうなのでしょう。この部分に関しては少しもむ必要があるのではないかと気になります。

(大熊会長)

例えば30ページで見てみましょう。b区域が伊勢丹とビルボードプレイスの間の道路にはきていないということで、ここは今までどのように考えられていたのか。b区域を延長する気があったのか、なかったのか。その辺のご説明をお願いします。

(事務局)

基本的には街区の中、建物に囲まれている中は活用区域として考えていこうということで考えております。ビルボード1と伊勢丹に囲まれている東港線も街区の中ということで、活用区域として考えております。ただし、今お示ししているb区域は、区域の端部、外側の境界線部分ですので、区域の端部に関しては少し他の区域と違うのではないかとということで検討しております。

(大熊会長)

中村委員の意見としては、ここもb区域にしろという感じですね。

(中村委員)

現状ではほぼ活用地区と同じになっているわけです。現状を追認するような形で活用地域にしましょうという感じなのではないでしょうか。街区の中という考え方もあるのでしょうか。これは市道で、ビルボード1と2の間は街区かと思うのですが、伊勢丹と第二駐車場ビルの間に関しては、街区というよりも公道なのではないかと。特に高架橋があるところに関しては、東港線を走っているとよく見える場所ですから、ここまで入れるべきではないかという気はします。

(大熊会長)

ご意見はよく分かりました。いろいろな考え方があると思いますけれども、b区域と書かれているところの左側、ビルボードプレイスと伊勢丹があるところは建物が迫っていますけ

れども、その先は、だいぶ空間が空いている感じになっています。ですので、同じ通りにしても少し性格が違うのではないかという気はいたします。ここの歩道橋を特別扱いするかどうかという考え方も出てくるとおもいますけれども、この辺はいかがですか。ほかの方のご意見を聞きたいと思います。ここは、歩道橋があったとしても、高架構造物があったとしても、ほかの高架構造物とは少し違うのではないかという感じもあります。

全然話が違いますけれども、私などは川を船で通っているときに、橋の横に名前を書いてくれと要望しているのですけれども、そういう意味では、ここに何々橋といった橋の名前が、連絡通路ではない場合には、橋の名前がきちんとあったほうが分かりやすいかもしれません。今後、こういったところにも広告が載せられるということになります。ただ、東港線は重要な通りですので、少し考え方を変えてもいいのではないかというのが中村委員のご意見です。今日はそういった意見があったということで、少しもんでいただきたいと思います。

(都市政策部長)

事務局としては、重要な道路景観をどの道路にするのかというのは、これが重要でこれが重要ではないというのは、車が多いからとか、人が通るからといった問題ではないと思っています。東大通のほうはb区域として明らかに青色で外れているのですが、なぜ東港線部分の上のラブラのほうを外れているかという、写真左側に商業的なひとまとまりがないということでこのようにしているのですけれども、今後、運輸局跡地や日本たばこ産業がどのように再開発されるかによって、ここも一体的に真っ赤になるべきだと思いますし、商業的空間が道路とも一体となって歩行者の通行があるということを大きくとらえたいというのが、事務局としての基本的な考え方としてあります。

(中村委員)

私としては、b区域と伊勢丹と第二駐車場ビルの間、根本的にどのような性格があるのかという感じがします。それであればb区域も街区と見なしてもいいのではないかという気がするのです。少しあいまいな部分ですよね。

(都市政策部長)

東港線沿いのb区域の反対側には商業施設が今はありません。商業空間になっていませんので、境界的なことで緩和空間を設けているということです。今後、そこもさらに再開発が進んだとして、商業的エリアになるときには、今の伊勢丹やビルボードプレイスと同じような性格を持ったエリアになるのだろうと思っています。

(大熊会長)

中村委員は、b区域の東港線沿いは外したらどうかと。むしろ東大通に面したところだけb区域にするという考え方もあるのではないかというご意見だと理解していいですね。

(中村委員)

私は、いい内容の看板が掲示されるようであれば、どちらでもいいのではないかと思うのですが、ただ、b地区と伊勢丹と第二駐車場ビルとの違いが、街区かそうではないかという違いという話なのですが、もちろん伊勢丹にも買い物に行くでしょうし、ラブラにも行くけれども、関係のない人間にとっては、高架構造物まで入れるのはどうかという気がするのです。否が応でも目に入ると。そこでどのような屋外広告物が掲示されるか分からない。一般人にはコントロールできないですね。意見ですが、ここに関してはとりあえず外しておいてもいいのではないかという気はするのです。壁面広告に関しては、わりと見えないのではないかと思うので、活用地区にしてもいいのではないかという気がするのですが、私も内容がよく分からないので、実際にどのような屋外広告物が掲示されるか見えていないので何とも言えないところがあります。

先ほど、大熊先生が言われた、例えば橋の名前、愛称みたいなものが入るとか、あるいは番号が入ると、そこで待ち合わせをするのが便利だとか、一般の人にも活用できるようなものであればいいと思います。ところが、広告というのは否が応でも入ってくるという点でいうと、少し違うのではないかと思うのです。例えばあけぼの橋といった名前くらい入ってもいいのではないかと。それも、自主審査で、ある程度大きさと色彩を調整することは必要だと思います。

(大熊会長)

聞きたいのですが、連絡通路の所有者はだれになっているのですか。市のものですか。

(事務局)

道路占用をとった施設であり、万代シティや伊勢丹などが所有者です。

(大熊会長)

占用許可は与えているという形だけでも、万代シティなりが持っているものになっているわけですね。そこが何かを掲げたいということであれば掲げることができるわけですが、ひどいものを掲示すると占用許可を取り消すこともできるのでしょうか。

(事務局)

可能であると考えます。

(大熊会長)

それは可能ということですね。所有はそういうことだそうです。こういうものに対して、今日はこのような意見があったということで、ご検討いただければと思います。

ほかに、これはこう考えるべきだというご意見があればいただきたいと思います。

(番場委員)

先ほどの連絡通路のことなのですけれども、ここはa区域、b区域以外ということで、積極的に広告物を掲げてもいいということで緩和になったと思うのですけれども、赤い網掛けの部分に関しては、壁面広告物の高さや表示面積に規制がなかったと思いますが、連絡通路に関しては何の規制もないのでしょうか。

(事務局)

これまで連絡通路には設置できなかったのですが、これまでの実績はないのですが、今後、設置された場合は壁面広告に準じて条例を適用しようと思います。つまり、高さや面積に関しては規制はないということになります。ただし、建物の端から出てはいけないですとか、連絡橋があるのに、そこから大きくぶら下げたり、連絡橋の立面からはみ出したりということは認めないつもりで考えております。

(砂田委員)

今の点で、連絡通路の写真が48ページにありますけれども、歩く部分と、そこから手すり立ち上がっています。そのあたりまで広告物を掲示することができるということなのでしょうか。

(事務局)

そのように考えております。

(大熊会長)

手すりから下のラインくらいまでで、それより下に垂れ下がるということはないと考えていいということですね。連絡橋の壁面から出ることはない。

そのほかにいかがでしょうか。初めてのケースなので、皆さん、いろいろなご意見があるようです。むしろ今までの、平成18年に作った条例というのは意外と厳しかったのですね。相当厳しいものであったという気がします。経過措置で、それまでのものは認めるということできていたのですけれども、ここで、万代シティの活性化といった意味では、活用地区に指定するというのも一つの方法なのではないかと思います。今日は皆さんからとりあえずご意見をいただいて、今後、パブリックコメント等やって、市議会にも諮り、その後、この景観審議会に諮るということですので、その間にご意見がある場合には、積極的に事務局に意見を出していただければと思います。

これに関しては、後でご意見をいただいてもかまいませんので、次の(2)の「萬代橋周辺における事業の進め方について」ということをご説明をいただいてから、これについて議論し、さらに時間を余らせて全体のご意見をいただこうと思いますので、議題(2)の説明をお願いいたします。

(事務局)

新潟市都市計画課の冨田と申します。議題（２）の「萬代橋周辺における事業の進め方について」、ご説明いたします。

萬代橋周辺地区都市再生整備計画事業についてご説明いたします。萬代橋を中心とした柳都大橋から八千代橋の信濃川の両岸の地区、新潟市の都心軸といわれる部分のエリアについて、平成 25 年度より都市再生整備計画事業に着手しております。都市再生整備計画事業とは、地域の魅力ある個性を生かしたまちづくりを推進するというもので、国土交通省の制度に基づいたものであります。この都市再生整備計画事業を新潟市で作成しまして、平成 25 年度から、今後 5 年間にかけて各種ハード整備、ソフト対策を進める予定であります。

これからご説明いたしますのは、この中の一つにあります萬代橋左岸側、古町方面の上流部に、立体遊歩道の整備を計画しているため、その事業の進め方と、萬代橋周辺地区という最も景観が重要な地区でありますので、今後のものづくりに向け、委員の皆様から、景観形成についてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

資料 3 ページ目、萬代橋左岸橋詰立体遊歩道事業です。目的は、萬代橋ややすらぎ堤とまちなかを結び、回遊性が高く、安心安全な歩行者空間の創出を目的としております。今の予定では、萬代橋左岸上流側橋詰広場に接しているホテル付近から、やすらぎ堤に進入できるスロープと小休憩ができるスペースの整備を考えております。行程につきましては、今年度、景観検討や予備設計を進めさせていただき、関係機関と協議を進めていながら、平成 26 年度、平成 27 年度以降に向け作業を進めていきたいと考えています。

画面をご覧ください。現地の写真に立体遊歩道を想定しております。萬代橋右岸側上流の橋詰広場から、対岸を撮影したのですが、ホテルの建物付近からやすらぎ堤に進入できるスロープをイメージしています。赤い部分が想定される位置です。今後、いろいろなご意見をいただきながら、計画をまとめていきますので、位置は変わってくると思いますが、概ねこのような位置ということでイメージしていただければと思います。

橋詰広場からホテル敷地に入っていくその部分からやすらぎ堤への進入路を設けたいと考えております。萬代橋橋詰広場につきましては、平成 16 年に市民の方々にご協力をいただきながら復元したのになります。また、国の重要文化財の一部もこのエリアにはありますので、橋詰広場から直接タッチすることは難しいと考えます。また、立体遊歩道を造ることによって橋詰広場を隠したりすることも難しいと考えております。

萬代橋の左岸側上流のやすらぎ堤から写したものです。橋の構造や現地の状況を、今後、確認していきます。現地には、新潟市の保存樹があり、また、堤防の下にある道路はかなりの交通量があります。しかし、ここには歩行者用の信号がありませんので、危険な場所であることは認識しております。今回は、この上に道路を通すことによって、安心安全な歩行者

空間を作っていきたいと考えております。

こちらは、ホテル2階ラウンジ、萬代橋がよく見渡せて、かなりロケーションのいい場所ですが、そちらから萬代橋を撮影したものになります。橋を造ったことによって、今まで見ていたところから萬代橋が隠れるといったことは極力避けたいといけないと思っていますし、萬代橋を見るための景観の部分を大切にしていきたいと考えておりますので、景観については十分配慮しながら計画を進めさせていただきたいと考えております。

事業の進め方についてご説明いたします。現在、現状の把握を進めており、基本条件の確認と資料収集、立地条件、現場ではどういった制約があるか、市の上位計画等も調べているところであります。

2番目に条件整理とありますが、「景観への配慮」についてこの後、どういった視点で景観に配慮すればいいのかというご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3番の形式整理ということで、景観検討が可能な橋梁の形式と構造などを整理し、4番のデザイン案をいくつかまとめていきます。その後、デザイン推奨案を選定し、具体の設計に進んでいきたいと考えております。デザイン案の作成の段階、推奨案の選定にあたりまして、市民の皆様、当然、景観審議会でもご意見をいただきたいと思っております。そういった形で広く意見をいただく場面を作りたいと考えております。

3の景観への配慮と視点です。国の重要文化財であり、新潟市民のシンボル萬代橋周辺は、新潟市の景観の一番いいところだと認識しております。ものづくり、ハード整備におきましては、景観形成の部分がかなり重要だと考えております。今後、橋梁の設計を進めていく中で、景観について、自然環境、地域性、機能美、時間軸、協働という五つのキーワードを掲げ、萬代橋周辺ではどのようなことが考えられるのかということでまとめたものが次の資料になっております。

キーワードの一つ、自然環境では、自然が演出する風景と人工構造物との調和を考えていきます。地域性については、地域の歴史・文化またはお祭りなどを考えなければいけないということになります。時間軸については、季節や歴史といったものの時間の流れを考えたものです。機能美については、安全安心の機能を確保し、景観との調和を図るための工夫が必要だと考えております。最後の協働については、地域の方々、市民の方々と一緒に考えなければいけないと考えております。

資料の右部分は、萬代橋周辺について、どういった景観への配慮と視点があるのかということで、まとめてみたものになります。自然環境の部分では、信濃川の雄大な流れ、萬代橋の長さが306.9メートルあります。これだけの川幅のある川が大都市を流れているところは

日本全国探しても見あたりません。やすらぎ堤緑地、みなと緑地、周りも緑があって、市民の方々の憩いになっているという状況もあります。また、地域性については、萬代橋誕生祭やサンセットカフェの会場であり、新潟市としても賑わいが常に必要な場所だと考えております。また、時間軸については、昭和4年にできまして、今年84歳を迎えました国の重要文化財でもあります。また、みなとまち文化や新潟地震といった歴史を常に見てきた橋ということでもあります。機能美としましては、萬代橋の周囲を見渡しますと、やすらぎ堤に真っ直ぐ下りられる場所がないと。右岸側には、万代スカイロードやNST前のブリッジがありますが、左岸側には八千代橋から萬代橋の間に限ってはやすらぎ堤に下りられるものがないということもありますので、機能的な部分、交通安全の部分も含めそういったものが必要なのではないかと考えたものです。

協働の部分については、平成24年3月まで開催されましたまちなか再生本部では、市民や事業者などいろいろな方々のご意見をいただき都心軸のまちづくりについての報告があります。今回、都市再生整備計画事業を作るにあたり、その報告書のご意見等も取り込んでおります。また現在、民間事業者、周辺の方々と一体となりまして、萬代橋周辺まちづくり協議会というものを開催しております。そういった中でのご意見等も含めているところであります。また、地域住民、市民の方々との意見交換を今後どのような形でできるのかといったところも含め検討が必要なのですけれども、現在、景観への配慮と視点について整理しているところです。

萬代橋周辺の空間イメージにつきましては、萬代橋の景観の部分を考えるときに、こういったものがあるのだろうということで、歴史、水辺、賑わい、開放感、弥彦山への眺望ということで、こちらにつきましては、前回の景観審議会でも、信濃川沿いのきめ細かなルールづくりということでご説明させていただきました。こういったものも、今回、重ね合わせながら、景観への配慮と視点ということでまとめていきたいと考えております。本日は、委員皆様より、景観への配慮の視点ということでご意見をいただき、今後の計画づくりに反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(大熊会長)

ご説明ありがとうございました。ホテルオークラから道路に下りないでやすらぎ堤へ渡れる連絡橋を造りたいということで、皆さんからご意見をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

(高橋(愛)委員)

事業にあたってはいろいろな制約が出てくるかと思うのですけれども、一市民として、素朴な考えなのですけれども、今までホテルオークラの脇から道路を渡ってやすらぎ堤に行こ

うとすると、カーブになっていて危ないということは私も常々感じていたので、こういった構想は市民にとってはありがたいと思います。その中で2点お願いしたいのですけれども、先ほど、事務局から小休憩もできるという説明がありましたけれども、このエリアにつきましては、効率性というよりは安全とやすらぎの空間ととらえていただきたいと思うのです。ホテルオークラから出るところは連絡通路という考え方よりも、道幅を広くして遊歩道という感覚にして、ベンチを置いたり、お花などがあったりという感じにして広くすることで、通路というだけではなくて、特別な日にはイベントができたり、屋台が出たり、フリーマーケットができたり、コンサートができたり、路上パフォーマンスができたりするようになれば、それでいろいろな人たちを呼び込めるような気がします。

もう一つのお願いは、やすらぎの空間ですから、はじめから自転車は入れないようにしていただけるとありがたいのです。赤ちゃんを連れたお母さんや小さい子どもさん、お年寄り、障がいを持った人、いろいろな人たちがみんな平等に楽しめる場所という設定で考えていただけるとありがたいと思います。例えばJR弘前駅の前に、自転車進入禁止区域というのがあるのですけれども、あそこは噴水もありますし、彫刻もあって、木陰もあって、小さい子どもさんやお母さんがくつろげる場所になっています。せっかく造るのなら、その点も考慮していただけるとありがたいと思います。

(事務局)

今のご質問に対し簡単にご説明いたします。画面を見ていただきたいと思います。我々も小休憩のスペースが必要だということでもいろいろと考えているところです。右手の上に、これは2011年に日本全国から萬代橋周辺のまちづくりについてアイディアやご提案をいただくコンペの作品の一部です。ホテル前をかなり改修しておりますが、重要文化財の萬代橋にも影響がでているので、現実性は低いですが、こういったものもイメージしております。ただ、現場の状況、どれだけの面積が使えるかなどの制約等もありますので、今日いただいたご意見につきましては参考にさせていただきたいと思います。

自転車の部分につきましては、やすらぎ堤の左岸側もそうですけれども、左岸側堤防の一部を使った自転車道があります。そういったところの接続も必要ではないかと考えております。ただ、道幅を広くするなどの工夫は必要と思っておりますので、そちらもぜひ参考にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(伊藤委員)

お聞かせいただきたいと思いますが、今日に関しては、立体遊歩道の事業実施ありきで、景観審議会という場ですので、景観への配慮や景観に関する意見を聞かせてほしいということではあると思いますが、ほかの団体の皆さんでこの事業を進めるということでは

いろと話し合いをされているというお話もありましたので、そのようなことで進んでいくのだと理解しながらも、歩行者の皆さんが実際にどの程度利用しているのかという具体的な数というか、私は中央区に住んでいるわけではないので、萬代橋橋詰のあたりが、ときどき古町で飲んで、運動不足だから駅まで歩くくらいしか実際に利用していない部分があり、賑わいというのが想像できないので、どの程度の皆さんが利用しているのか。実際に危険性が高いということで、先ほど高橋委員からも、安全になってうれしいといったご意見があったように、地域の皆さんからはそのように思われているようですが、例えば実際に事故などが発生しているのかどうなのか、そのあたりを、この話に行く前に参考までに聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

お手元の資料2ページ目の上に、都市再生整備計画事業が出ています。通行量の部分に関しては、少し古いデータになりますが、平成22年度に行った調査の結果では、萬代橋を渡る人は1日当たり7,542人という数字になっております。これについては自転車も含まれております。ただ、この数字につきましては、新潟市内に橋はいろいろとありますけれども、やはり萬代橋が一番通行量の多い橋になっています。橋には上流と下流側に2か所の歩道がありますが、どちらを通っているのかという詳細な数字までは出ておりません。また、先ほど申しましたホテル前の階段を下りて橋を横断する方の数字についても調査等は行っておりません。事故についても、過去に発生したかどうかといったところまでは調べきれていない状況ですけれども、地元の方やホテルさんなどの利用者の方々の声を聞きますと、見通しも悪く、道路の通行量も多いと。さらに横断ができない状況もまれにあるというご意見等は伺っているところであります。

(大熊会長)

私もウォーターシャトルを使ったりしてここはよく通るのです。恐いなといつも感じてはいます。

私の意見ですけれども、高橋委員からのご意見は大変いいのですけれども、ただ、上でいろいろなことができるようにすると、構造物としてかなり大きくなって、橋が厚くなってきたりということで、萬代橋の見え方に対してかなりじゃまになるといったようことも出てくるので、多分、デザインをする人は非常に悩むのではないかと思います。景観を害さないようにすっきりした連絡橋にしようとする、あまり厚くできないとか、比較的華奢なものにしたほうがいいのか、上でフリーマーケットなどができるような空間にしようとしたら、多分、相当厚い構造物になってくるのではないかと思います。これは今後、具体的化する中で、デザインを検討する中で決まってくるのではないかと思いますという感じがしました。

そのほかにいかがでしょうか。

伊藤委員の意見は、造るなという意見ではないのですか。ありきで始まっているのではないかということ。

(伊藤委員)

それも違和感はありましたが、それはきっと話し合いが別のところで行われてここにあらがってきていると思いますので、その件に関しましては、景観審議会の場なので控えます。

(大熊会長)

その前に心配なのは、ホテルオークラの私有地を使う形になるわけで、その辺の調整はできているのかどうか。

(事務局)

現在、我々はホテルの関係者とは数回お会いして、事業の必要性や、どういった形になるかを含め、今後、協議させていただきたいということをお願いしております。

(中村委員)

回遊性向上のためにというポイントもあると思うのですけれども、この1か所だけだと、ここからやすらぎ堤に下りてまた戻ってくるという感じではないかと思います。今後の計画としてあるのかもしれないのですが、ほかの場所もほしいなというところがあります。萬代橋の通り、柁谷小路だけではなく、違う通りにも人を誘い込むためには、古町との間にサークルになる感じが必要なのではないかと思うので、やすらぎ堤に下りられる場所がもう1か所くらいはほしいという気がするのです。ここが一番落差があるので、造りやすいのではないかとはいえます。

保存樹である柳の木が強風で倒れてそのままになっています。新潟はただでさえ緑地、公園が少ないので、やすらぎ堤は貴重な緑地帯で、まだまだ少ないとは思いますが、これを作ることによって、木が少なくなると、風通しがよくなりすぎて、よく見えるのはいいのかもしれないのですけれども、逆にビルの建築物の堅いものをやわらげるためにも、もう少し緑がほしいという気はします。ただ、連絡橋の上に緑はつくれないとは思いますが。それを考えると、できるだけ最小限範囲でつくってほしいという気持ちはあります。ただ、バリアフリーにする必要があるのかもしれないのですが、人と自転車が通れると。これも意見です。

(大熊会長)

先ほどの高橋委員の意見とは逆な意見になってくるということですね。

(都市政策部長)

今の中村委員のお話はまさに市としても、我が意を得たりのご意見でございまして、実は事業は平成14、15年から、やすらぎ堤とまちとのつながりが悪い、回遊性を高めようという

ことを商工会議所等との勉強会を重ねてきて、ようやく形になりつつあります。ここだけではなくて、もっと回遊性をというのは本当にそのとおりで、この図面を見ていただくと、八千代橋との中間あたりにもう一つ青い丸があります。人情横丁からきた道から張りだしてやすらぎ堤に行けるようにして、まちの中を回遊できるといった事業計画になっています。時間はかかりますけれども、そういった整備に向けての第一歩と考えております。

(佐藤委員)

萬代橋左岸橋詰立体遊歩道事業というのは資料をもらって初めて分かったのですが、私はここを自転車で通ったこともありますし、上を何回も歩いていて、ホテルオークラのほうへ行くときはいったん下りて、信号のないところは右左をよく見て渡って、またコンクリートの階段を上がるのですが、これは不便ですけれども、当たり前だと私は思っていたのです。こういった事業になりますと、確かにそこは賑わいを期待できるのですが、その場所から橋に向かって写真を撮っている方がいます。360度のパノラマで撮っている人もいて、新潟の情緒を撮っているのかと思いつつ、私もいい眺めだと思っていたのです。別のホテルも、信濃川をながめられる景観のいい喫茶店があって、ロケーションのいいところだと思っていたので、そこがまちおこしの一環として賑わいを見せるということは賛成なのですが、新潟の情緒というか、柳都新潟といわれる新潟の風情を損なわなければいいという複雑な思いでいます。反対しているのではないのですが、それが少し心配になりました。

(都市政策部長)

まさにそのとおりです。ですので、景観審議会にてご意見を伺おうとしているのです。なるべくそういうふうにならないようにしたいと思います。先ほど中村委員もおっしゃった柳の木も、いかどうか分かりませんが、例えば丸く穴を開けて残すとか、柳と萬代橋を一緒にしたい写真を撮っている人たちがいますので、そういうことを大事にしたいということの基本を考えておりますので、今後、いろいろとデザインが進んでいく中でご相談させていただきたいと思います。

(大熊会長)

木はぜひ残してほしいですね。丸く木が抜けてということで、それも一つのおもしろい景観だと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

(高松委員)

今の佐藤委員のお話についてという感じになると思うのですが、この事業が進み、実施の段階になったときに、整備上のいろいろな機材が入ったりします。そのときの景観な

どもにも配慮していただきたいと。そこまで配慮するという事はなかなか大変かとは思いますが、この時期に県外から旅行かたがたみえた方への景観の見え方などにも配慮していただくと非常にありがたいと思っております。養生シート、柵などがたくさん出てくると思います。工事用のものの景観の見え方というものにもご配慮いただけたらうれしいなと思っております。

(事務局)

今、信濃川沿いではやすらぎ堤の耐震改修工事等も行われておりまして、国土交通省では景観の部分もかなり配慮しながら整備を進めている状況です。市としても、萬代橋の直上流で一番重要な場所ですので、工事の際には十分気をつけながら進めさせていただきたいと思っております。

(大熊会長)

ただ、全部隠すのが本当にいいのかどうかということもあるのです。私がかかわったもので、山口県の錦帯橋を架け替えるときに、あえて見せることで観光客を呼び込んだということもあるのです。こういった橋を架けるときに、新しい工法などであれば積極的に見せるということもあるのではないかと思います。多くの建設現場が隠してしまっていて見えないと。中で何をやっているのか分からないというほうがかえって嫌だなという気がときどきするので、すけれども、その辺はいろいろとご検討いただければと思います。

(高松委員)

今の隠すということですが、隠すときが一番問題でして、養生シートのブルーはやめていただきたいと。そういう意味です。柵、赤い鉄板だとかそういったことでございます。むやみに隠すことということではなくて、工事は工事によろしいかと思っておりますので、その辺で配慮をいただきたいと。萬代橋誕生祭のときに船で渡って見たときに、工事しているところも非常に景観がきたないのです。市民の方たち何人かでそういった話をしながら渡ったのですが、そのときに、養生シートでもブルーではなくて、ワイヤールシートというのがありまして、そういったシートであれば、工事をしていても美しいのにと話を市民の方々として船で通りました。細かいことかもしれないのですが、工事は長期になると思っておりますので、景観の配慮も、個々の場所の特性を考えていただけたらありがたいと思っております。

(大熊会長)

やすらぎ堤の工事は今後まだ続きますから、シートのあり方など、一度、信濃川下流河川事務所に考えていただきたいと思っております。要求レベルがだんだん高くなっていますが、よろしく願います。

そのほかにいかがでしょうか。

(村山委員)

私は住まいが古町方面でございますので、萬代橋はよく通ります。先ほど伊藤委員が、古町で飲んで渡って帰るとおっしゃっていましたが、私は逆で、駅前飲んで古町まで歩いて帰るパターンです。私も日ごろから萬代橋はよく利用しております。萬代橋からやすらぎ堤に下りる道もよく横断しております。自転車だったり、最近はランナーが増えていますので、私もその一員としてやすらぎ堤でよく走っています。夜に走ったりすると暗いですし、なおさら危険なのです。夜、萬代橋に出る階段も暗くて怖いと思っていましたので、今回、こういったお話があったことは大変うれしく思っています。

1点お聞かせいただきたいことは、賑わいを期待することがあるかと思うのですが、具体的に賑わいというのはどういった使い方をしてほしいのか、イメージがあるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

賑わいづくりといわれる部分でいきますと、ここ数年、河川区域ではオープン化がかなり進んでおります。民間事業者の方々が、河川空間を利用した賑わいづくり、飲食、物販の事業等ができる仕組みが作られてきております。また、萬代橋周辺におきましては、6月から9月までの夏場、右岸側でサンセットカフェをやっております。例えば橋ができることによってこういったものが左岸側でもしやすくなるということも今後考えられると思います。さらに、一時的なイベント利用もありますし、それだけではなくて、もう少し長期間、河川区域を使っただけのような仕組みを作って、賑わいづくり、地域の活性化のためスペースを有効に使っただけのようにしていきたいと考えております。

(高橋(猛)委員)

新潟地域振興局です。少しPRも兼ねます。これは港湾事業になりますけれども、萬代橋下流の右岸側だけ緑地が薄い場所が残っております。左岸側はエキゾチックな感じの細長い遊歩道と公園ができていますけれども、右岸側から最後まで残っております。港湾事業で濃く緑で塗っていただく事業を行っております。少しでも地域の活性化に役立てるように県としても応援したいと思っておりますので、関係する事業がありましたら、調整して進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

今の右岸緑地につきまして説明したいと思ひます。お手元の資料にはございませぬが、スライドを見ていただきたいと思ひます。こちらは、新潟県港湾事務所を進めている万代島右岸緑地のイメージパースになっております。平成26年度内にはこういった緑地や賑わい空間が作られるということで、新潟市では、緑地を活用し、公衆用トイレやちょっとした休憩ス

ペースなどを何とか設けられないかということで、新潟県と協議を進めております。現場では工事も進んでおります。トイレ等の工事も来年度から着手できるように準備を進めておりますので、よろしくお願いします。

(大熊会長)

この絵は初めて見る方も多いのではないのでしょうか。

(事務局)

現場にはイメージパースの看板もありましたが、新潟県ではPR等はされているようです。

(大熊会長)

ここが整備されれば全部きれいになるということになります。今まで何となく残っていたという感じですから。

萬代橋は重要文化財になってしまったら何か取り付けることができないということで、何か工夫しないといけないと思います。ここも、橋下の道路の交通量が非常に多いですから、そちらも徐々に必要になるかもしれません。

そのほかにいかがでしょうか。

皆さん概ね好意的に連絡橋を受け止めていただいたようで、いいデザインをお願いしたいと思います。

広告物のほうも、先ほど強引に意見を封じてしまったのですけれども、少し議論が残っていると思いますので、何かご意見があればお願いします。

(長谷川委員)

先ほどの資料 44 ページの b 区域内の屋外広告物についてですけれども、緩和され、地上からの低い位置にも広告が設置できることになるというお話なのですけれども、広告という部分とバリアフリー、ユニバーサルデザインというのは難しいところがあるかもしれないのですけれども、実は、ロービジョンの方が歩行しにくいということがあります。国土交通省でも研究調査報告書があがっているのですけれども、せっかく活性化ということでいろいろな人に歩いていただいて、賑わいをつくっていただくという中で、下の部分の広告のあり方によってはロービジョンの方が歩きづらくなる可能性があるということもありますので、そのあたりの精査の仕方が、自主審査で行われるといいのか、市のほうで見ただけであればいいのかということがあるのですけれども、そのあたりも含めて、歩きやすさというか、衝突したりということがないような形で、広告物の機能も発揮しながら安全に歩行することを確保できればいいのではないかと感じております。

(大熊会長)

高い所だけでなく、低いところも問題というわけですね。

(事務局)

自主審査規定はまだ検討中ですので、そういったことも盛り込んでいければと思います。

(大熊会長)

そのほかにいかがでしょうか。今日、ご意見がまだない方も何人かいらっしゃいますけれども、よろしいですか。

それでは、今、3時半なのですけれども、終わりとしてよろしいでしょうか。これだけは言っておきたいということがあればお受けしたいと思います。

(中村委員)

少し前に新聞に発表された開港 150 周年のイベントを何年後かに開催するということが、その告知用看板を萬代橋のすぐ近くに展示してあると思います。ほとんどの方は見ていらっしゃるのではないかと思います。確認したら、あれは屋外広告物にあたるということです。ほんの数か月の掲示だという話なのですけれども、屋外広告物にあたるということで見たら、文化財の周辺と公園には掲示してはならないという規定があると思うのですけれども、一応、確認したら、市長が公益上必要であると認めたものであるので大丈夫だということでした。我々がまったく知らないところで突然設置されたという経緯があるので、審議委員くらいは分かっていたほうがいいのではないと思うのです。

デザインの検討もなされずに掲示されてしまったのかということに疑問を持ったのです。少なくとも、この景観審議会の方で知っていらっしゃる方はわりと少ないのではないかと思います。あれは景観審議会でもむ内容ではないのかどうなのかということを含めて、聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

今、中村委員がおっしゃった「What's NIIGATA」の看板ですが、10月から12月くらいにかけ、萬代橋上流左岸側、先ほど写真を出しましたが、ホテルオークラの下の広場なのですけれども、今後、開港 150 周年を迎えるにあたっていろいろなイベントをやっていきたいと思いますとか、新潟市民に対して、新潟とは何だという問いかけをして、今、いろいろな意見を集めていると聞いております。そのイベントの一環として、やすらぎ堤の河川区域を占用させていただき、高さが 3.4 メートル、幅が 20 メートルほどあり、萬代橋や対岸から見るとかなりインパクトがあつておもしろい看板だというご意見等も聞いております。もちろん、河川区域でありますので、河川管理者との協議だったり、広告物の手続き、景観アドバイザーにも 2 回ほど相談させていただいておまして、ご意見をいろいろといただいているような状況でもあります。また、一時的な仮設物ということで、12 月末には別な場所に持って行って展示したいと考えていると、志民委員会の事務局の方から聞いております。今回の景観審議会

について、こういった場で議論が必要かどうかというところまで特に意見等も聞かないまま進めたということでありますけれども、今日のご意見等につきましては、今後、事業を行う際に参考にさせていただければと思っております。

(中村委員)

仮設物ということなのですが、ただ、あそこは一番重要な地域ではないかと思うので、何か掲示するときには細心の注意でやる必要があるという点でいうと、はっきり言って抜き打ち的な感じにも見てしまったので。少なくとも景観アドバイザーにも相談されたということなのですが、景観アドバイザーのみなさんがいらっしゃる席でもんだのかどうかということが疑問でした。

萬代橋周辺はできるだけきれいにしていこうと。一瞬であっても、例えばブルーシートの問題でも神経質になる必要があるのではないかと。ごみを捨てる、捨てないといったマナーの問題に近いのではないかという気がするのです。捨てているわけではないのですけれども、ただ、行ってみると、あまり人が見ていないのです。そういう気がしました。

(高松委員)

実は中村委員にお話ししたのは私なのです。その計画自体は分からなかったのですけれども、設置する直前にその情報を入手しまして、私は直接、地域・魅力創造部の方にお話ししました。先ほどもおっしゃったように、事業そのものをどうこうということではなく、景観というのは場所性の問題が一番大きいのです。どこにあって、どういうものをやるからどのように見えるかという場所性なのです。一番守ろうとしているところにああいうものができる。特に巨大さもあるのですけれども、そのときに、景観ということを申し上げましたら、景観アドバイザーのアドバイスを受けているということで上からの目線で、圧力的な言い方をされて、それを言われてしまうとどうにもならないということで、どうしたものかということだったのです。景観アドバイザーがこういったアドバイスをされたのかというのが不思議に感じまして、その辺をお伺いしたいと思っておりました。

景観というものは、景を観るということなのです。ですから、客観性がなければいけないわけです。主観ではないのです。あれは独りよがりの広告の何もでもないというものです。その辺のところを熟慮していただきたいと強く感じます。今後も150周年に向けてはいろいろな企画があり、これに右ならえでいろいろとあるかと思えます。そういったところを十分に皆さんの審議を経させていただければよろしいかと思えます。私の意見です。

(都市政策部長)

今後の景観審議会の運営もごさいますので、これを審議をすべきだったかどうかということにつきましては、役所的に申し上げますと、審議する対象のものではございません。しか

し、委員の皆様方からさまざまな思いをこの場で議論していただくことは非常に重要なことだと思ひますし、次につながることだと思ひます。景観アドバイザーという制度についても、アドバイザーが許したからいいとか、アドバイザーがこれでいいといったから決定するというアドバイザーの役割でもございませぬ。あくまでも設置者の責任で、アドバイザーとして設置者に考え方を促すという役割でございませぬので、アドバイザーのせいということではございませぬ。景観のことについていろいろなご意見が出ることは、むしろ議論が活発化しませぬ。むしろ物議を醸したということも、景観論争として一つのポイントになったのではないかと。エッフェル塔やポンピドゥー、ルーブルのピラミッドなどもできたときはいろいろと言われたのです。そうやって景観論議が高まって、まちがどうなっていくかということを考えていくということで、今後も皆さん方の闊達な議論をお願いしたいと思ひます。

(西村委員)

景観アドバイザーの話が出ましたので、アドバイザーの代表として意見を出しておきます。例の看板は2回ほど、アドバイザー会議として対応しました。もちろんいろいろな意見が出て、我々のアドバイスは、裏面も含め直してくださいというアドバイスです。アドバイスが受け入れられるかどうかというのは、事業者の受け入れ体制と、事業者が持っている期日や施工の段階によります。今回のものはさらに一時的な看板であるということも含め、アドバイザー側はアドバイスを出して、その中で対応できるものは対応してくださいということでございませぬ。信濃川の河川敷に対して看板をどう出すか。どのような景観を市民、来訪者に対して提示するかというのは極めて重要な問題ですが、今回の看板は市民の有志が提示してきたということもあります。難しいのは、民間の業者が看板を出すという提示の仕方と少し体制が違うということです。いくつかの景観にかかわる専門家の方たちが入った市民グループがあれを出したいという提案をされてきた中で、アドバイザーが意見を出しています。色についても出していますし、後ろの重りが極めて醜くかったので、どうにかしてほしいという意見や、安全性に対しても意見が出たと思ひます。

結果として、いくつかの変更は勝ち得ましたけれども、変更を勝ち得なかつた部分もあつて今の状況になっています。我々としては、看板やいろいろな建築物のアドバイスで、アドバイスが通るものと通らないものとがあつて、そこは我々の制度としての限界でもあります。先ほど池田さんがおっしゃったように、我々は許認可を出す権限を持っていないし、止める権限も持っていませんので、それが新潟市の景観アドバイザーのいいところではあるのですが、事業者とうまく話し合いながら到達点を見出していくという作業です。これは極めて難しい作業です。看板についても難しいし、建築についても難しいです。さらにアドバイスを受ける時点が施工の直前なので、それについても難しいことだと思ひています。しかしながら、

与えられた条件の中で、どう景観を保持していくかということが我々の仕事だと思っていて、それをしっかりやろうとは思っています。

今回、皆さんの反響が大きかったというのは、アドバイザー会議の中でも十分説明されましたし、我々としてももう少し頑張ろうということになっております。今回、萬代橋のふもともそうでしたけれども、できれば、この審議会と景観アドバイザー会議がもう少し連携できて、情報共有ができて、我々が抱えている限界や問題をこの中でできるだけ議論していただいて、アドバイザーの仕組みとして新潟市がどのようなものを持つべきかという議論をできたらしていただければいいと思っています。

(大熊会長)

ありがとうございます。

やすらぎ堤の上に、現在は取り払われましたけれども、カフェがあったり、あの景観もどう思うのかと、いろいろな意見を私は聞かされたこともあります。国土交通省が出している大きな電子掲示板、ものすごいお金がかかっていると思いますけれども、あれも議論の対象になっています。やすらぎ堤の管理はもちろん国土交通省がやられているわけですが、そのあり方が問われてきているということなのだろうと思いますので、今後、可能であれば景観審議会でも議論させていただいたらありがたいと感じました。

そのほかにもございますか。

「その他」に移りたいと思います。お願いします。

(中村委員)

私もいつも勇気を振り絞って意見を言っているのですが、しどろにもどろでしゃべった内容が議事録になるわけですが、一字一句書き起こされています。何回か確認をしたのだけでも、なかなかアップされないのです。3か月くらいはアップされていないのではないかと思います。ほかの方はあまり確認されていないかもしれませんが、少し長すぎるのではないかと思います。私がやるわけではないのですが、テープ起こしは1日、2日あればできそうな気がします。ただ、市長も見て判子を得なければいけないということもあるかもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。

(大熊会長)

議事録のホームページへの掲載に関して、事務局からお願いします。

(事務局)

前回のものについてはホームページ上にアップしております。ただ、手続上、時間がかかってしまっているのは申し訳ないと思っております。私どもの手続的なものとしましては、内部で、業者さんをお願いして議事録を作っていただきますが、それにも若干時間がかかります。

ます。その後、市役所でございますので、いろいろとチェックがあります。外部としては、国土交通省北陸地方整備局にも見ていただいたりということがあります。それを終え、最終的に修正をかけたうえで、議事録署名人の方にお送りして、1週間ほど見ていただく期間をとったうえで、その後、どうだったでしょうか。そこで修正が入れば修正したうえで議事録で署名していただくという手続きがあります。議事録を起こすこと事態は二日、三日ですけれども、ホームページ上に公開するまでには時間がかかってしまっているのが現状です。

(中村委員)

例えば1か月とか、少し縮められるような気がするのです。その辺はできるだけ努力していただいたほうがいいのではないかと気がします。

(大熊会長)

ご意見ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

予定より20分延長してすみませんでした。今日は活潑なご意見をありがとうございました。広告物関係で12月にまた審議会をやることになるということですので、よろしく願いいたします。それまでにはホームページ上に議事録がアップされるようにお願いします。

それでは、これで終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

(玉木推進室長)

以上で閉会となります。ありがとうございました。